

「インボイス制度と優越的地位の濫用・下請法」 ～あなたの行為は大丈夫??～

サムライ研究会 9月定例会

平素は本研究会の運営につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につき下記の通り開催させていただきますので、万障お繰り合わせの上、是非、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

- 日 時 令和5年9月29日（金）18時30分～20時00分（定例会）
20時00分～21時00分（懇親会）
- 内 容 令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。インボイス制度導入後に、免税事業者から仕入れる際の行為が、優越的地位の濫用として独占禁止法違反になる場合があることや、免税事業者とのやり取りが、下請法違反となる場合があることをご存じでしょうか。
知っているようで知らない優越的地位の濫用や下請法の違反類型を参照しながら、インボイス制度に関連して注意すべき点を分かりやすくご紹介していきます。まだ施行されていないフリーランス新法の内容もお伝えします。
①仕入税額控除に関連した制度の概要
②仕入において独占禁止法・下請法の注意すべき点
③優越的地位の濫用と下請法違反
④行動類型に見る注意点
- 場 所 尼崎商工会議所 7階701会議室（尼崎市昭和通3-96）
※懇親会も同会議室で行います
- 講 師 弁護士・NY州弁護士 三木 賢 氏（弁護士法人 第一法律事務所（大阪事務所））



【講師プロフィール】

学生時代に独占禁止法の面白さに目覚め、弁護士になってから独占禁止法・下請法分野の経験多数を有する。独占禁止法関連の取扱い業務例として、コンプライアンス対応（研修講師、内部規程作成）、事業の相談（事業提携スキーム構築、契約書における問題解決）、企業結合のクリアランス（企業結合の適法性検討、公取委への相談）、カルテル調査対応（公正取引委員会の調査対応）、独禁法関連訴訟の対応（日本・米国）一橋大学法科大学院修了、南カリフォルニア大学LL.M修了

- 参加費 無料（懇親会参加者は別途1,000円必要）
※一般の方（12士業資格取得者に限る）1,000円（初回参加は無料）
- お申し込み ご出欠につきメールフォームから9月14日（木）までに送信して下さい。
- 問合せ先 尼崎商工会議所 産業部 経営支援グループ 福島
samurai@amacci.or.jp TEL 06-6411-2254 までお願いいたします。

サムライ研究会 9月定例会（9/29）

下記URLまたはQRコードの専用フォームからご返信ください

<https://ssl.form-mailer.jp/fms/f5152935795465>

